

〔資料紹介〕

一 紙書き教訓四題 —— 一地方の一家の支え ——

八 木 意 知 男

要 旨

近世末期、種々なる形態を以つて様々な所謂教訓書が世に出た。このこと事態風俗文化的現象であると思量され得、延いては日本人の生き様や道徳心を涵養する礎になったのである。

拙著『和解本善書の資料と研究』（京都女子大学研究叢刊46、平成十九年）では冊子の形態となっているもの及び和解本善書中の柱たる語「諸悪莫作、衆善奉行」（七仏通戒偈）について流布の状の把握を試みた。しかし、その折に故意に避けたのは、一個人もしくは一軒の家に於ける所謂善書の受容の問題であった。

そこで本稿では、一地方に於ける一商家の事例―冊子類ではなく一枚物善書（全て個人蔵）―を紹介し、以つて上の問題を考える端を開こうとするものである。ここに紹介するのは、(1)『東照神君御遺教』・(2)『文昌帝君陰鷲文』・(3)四字額『福生積善』・(4)岩雲花香詠「むらきもの」歌、の四点である。(1)の家康公遺訓は「人生とは」であり、(2)は「善とは何か」、(3)及び(4)は「積善の結果」ということになろうか。一個人の身边にこれ等が置かれていた点に意味を見る。冊子の類や『三社託宣』等は除外した。『三社託宣』の多くは床間に掛けられたことが多く、少々趣きを異にする故のことである。

## キーワード

資料紹介 和解本善書 一枚物

積善 地方商家

## はじめに

所謂心学・教訓書の類は、枚挙にいとまがない程の種類が作られ、広く一般に流布した。就中、江戸時代末期には各家庭に於いてもこれ等の類が存在した痕跡をとどめる。すなわち、文化現象化していたと言い得る。広く一般化していた点を考えるならば、それは風俗文化の一端であったのである。しかし、実際の一家庭に如何なる心学・教訓書の類が存在したのか、は漠とし、不明のままに措かれてきた。そこで本稿では、この点を考える為に必要な一例を資料として開示する。

本稿で開示する資料は、愛知県常滑市（旧、知多郡）にて廻船業を営んだ某家主が、日々の生活に於ける心掛の指針としたものである。ただし、『三社託宣』や『太上感応経』関係書として「神国の人に生れ常に信心頼む事」にはじまる黒住宗忠神の『日々家内心得之事』、等は対象から除外した。

## 資料開示の要領

ここに資料として開示するものは、何れも一紙書きにされたもので、補助資料の他は屏風の貼合せであったり、額とされていた品である。経年の痛みに依り何時の頃かメクリにされた。故に屏風の全体姿を示すことは不可能である。そこで写真を図版として掲げた。全てが同一の一つの家に存在した品であることを確言して置く。

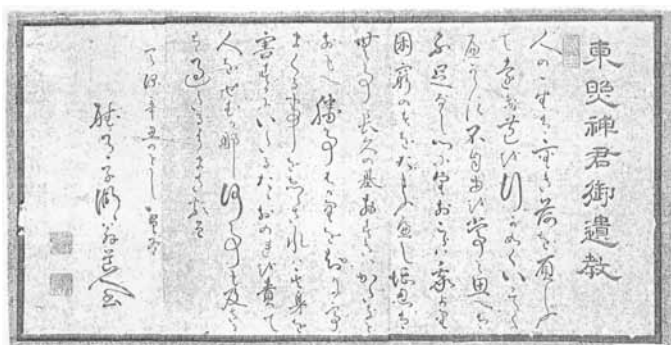
開示する資料は、内容的に形式的に一般に目にするものとは異なりがある。そこで一般的な流布本と略対校を為した部分も存する。また、『三社託宣』や『天満天神』・『西宮戎子神』等は伝来するが全て軸装である故、ここでは除外している。つまり、一紙書きにされているところに意味が有ると考えられることである。

図版に添えた大きさの数値は、全て本紙の数値である。

資料紹介

A-1 a 『東照神君御遺教』

A-1 b 『家康公御遺訓』



〈図版A-1 a〉『東照神君御遺教』 タテ 330 ×ヨコ 650 耗



〈図版A-1 b〉

掛軸『徳川家康公像並御遺訓』

本紙丈 タテ1080 ×ヨコ430 耗

本版墨刷、木軸端

A―aの『東照神君御遺教』は、天保十二年（一八四一）筆の品。元来、横額にされ、主の寝間の長押上にあつたが破損が生じメクリとされた。印影は三顆とも朱。

A―bは、徳川家康像と 御遺訓とを併せて一幅としたものである。

A―aとA―bの御遺訓には若干の違いが認められる。そこで、上段にA―aを、下段にA―bを配しておく。適宜行替をした。

7	6	5	4	3	2	1	A―a	A―b
何事も及さるわ過たるよりまされり	たゝおのれを責て人をせむるなし	勝事はかり知てまくる事をしらすれハ其身を害するにいたる	堪忍は無事長久の基 物ずきハかたきとおもへ	心に望おこらハ我より困窮の者をおもふへし	不自由を常と思へは不足なし	人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行か如くいそくへからず	人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行か如くいそくへからず	人の一生は重荷を負て遠き道をゆくか如し いそくへからず
								不自由を常とおもへは不足なし
								こゝろに望おこらは困窮したる時を思ひ出すへし
								堪忍ハ無事長久の基 いかりハ敵とおもへ
								勝事はかり知てまくる事をしらすれハ害其身ニいたる
								おのれを責て人をせむるなし
								及はさるハ過たるよりまされり

両者の差は、特に3・4・5の条に著しい。この差が何に依るものであるのかは知り得ないが、両様を以て一つ家に伝えられたのも事実である。

抑々この『人の一生は』は家康の作ではなく、水戸黄門公の『人のいましめ』を基本とした偽筆であるとしたのは、徳川義宣氏「一連の徳川家康の偽筆と日課念佛」(『金鯰叢書』第八輯、財団法人徳川黎明会、昭和五十六年)である。この偽筆に関しては竹内誠氏が『江戸時代の古文書を読む(家康・秀忠・家光)』(公益財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所監修、東京堂出版、二〇一二年)に総括されている。しかし、『人の一生は』が昭和四年(一九二九)発行の『修養全集』第三卷「繪人生画訓」(編纂兼発行者野間清治、大日本雄弁会講談社)に載る等、教訓名言として流布したのであり、愛知県某家のものはこの流布の一事例に他ならない。

## B 『文昌帝君陰騭文』



〈図版B〉『文昌帝君陰騭文』  
 タテ 965×ヨコ 330 耗 一紙  
 メクリ

抑々『文昌帝君陰騭文』自体は、江戸時代末期にあつては、それ程珍しいものではない。和解本『陰騭文』が幾種類も出版されているからである。この点に関しては拙著『和解本善書の資料と研究』(京都女子大学研究叢刊46、平成十九年)に紹介した。この度ここに紹介するものは、上著には触れていないものである。

Bの『文昌帝君陰騭文』五四六字を陰刻とした当該一紙は、元来、愛知県某家に於いては、屏風の貼合せとされていた一点である。一紙に刷られた『陰騭文』はさ程流布してはならず、また伝本間で異なりも有る故、ここに紹介し併せて上の拙著に影印紹介した安永二年序河合良見稿『陰騭文国字解』に依る校を脚注の形で示して置く。便宜の都合上、各句に通し番号を付した。

(1) 文昌帝君陰騭文

(2) 帝君曰、吾一十七世為士大夫身

(3) 未嘗虐民酷史 救人之難

(5) 濟人之急 憫人之孤

(7) 容人之過 廣行陰騭

(9) 上格蒼穹

(10) 人能如我存心天必錫汝以福

(11) 於是訓于人曰

(12) 昔于公治獄大興駟馬之門

(13) 竇氏濟人高折五枝之桂

(14) 救蟻中狀元之選

(15) 埋蛇享宰相之榮

(16) 欲廣福田須憑心地

(17) 行時々之方便 作種々之陰功

(5) 句、ナシ

(7) 句、「客人」

(10) 句、「天必賜」

(11) 句、「訓於」

利物利人 修善修福<sup>(19)</sup>  
 正直代天行化 慈祥為口救民<sup>(21)</sup>  
 忠主孝親 敬兄信友<sup>(23)</sup>  
 或奉真朝斗 或拜佛念經<sup>(25)</sup>  
 報答四恩 廣行三教<sup>(27)</sup>  
 濟急如濟涸轍之魚<sup>(29)</sup>  
 救危如救密羅之雀<sup>(30)</sup>  
 矜孤恤寡 敬老憐貧<sup>(31)</sup>  
 措衣食周道路之飢寒<sup>(33)</sup>  
 施棺槨免屍骸之暴露<sup>(34)</sup>  
 家富提携親戚 歲飢賑濟鄰朋<sup>(35)</sup>  
 十秤須要公平不可輕出重入<sup>(37)</sup>  
 奴僕待之寬恕豈宜備責苟求<sup>(38)</sup>  
 印造經文 創修寺院<sup>(39)</sup>  
 捨藥材以極疾苦<sup>(41)</sup>  
 施茶水以解渴煩<sup>(42)</sup>  
 或買物而放生 或持齋而戒殺<sup>(43)</sup>  
 舉步常看蟲蟻 禁火莫燒山林<sup>(45)</sup>  
 禁火莫燒山林<sup>(46)</sup>

(30) 句、「如濟」

(33) 句、「捐衣」

「饑寒」

(36) 句、「歲饑」

(37) 句、「斗秤」

(39) 句、「劬修」

「財・極」

(42) 句、「茶湯」



點夜燈以照人行<sup>(47)</sup>  
 造河船以濟人渡<sup>(48)</sup>  
 勿登山而網禽獸<sup>(49)</sup>  
 勿臨水而毒魚蝦<sup>(50)</sup>  
 勿宰耕牛 勿棄字紙<sup>(51)</sup>  
 勿謀人之財產 勿妬人之技能<sup>(53)</sup>  
 勿淫人之妻女 勿唆人之爭訟<sup>(54)</sup>  
 勿壞人之名利 勿破人之婚姻<sup>(57)</sup>  
 勿因私讎使人之兄弟不和<sup>(58)</sup>  
 勿因小利使人之父子不睦<sup>(59)</sup>  
 勿倚權勢而辱善良<sup>(60)</sup>  
 勿恃富豪而欺貧窮<sup>(61)</sup>  
 善人則親近之助德行於身心<sup>(62)</sup>  
 惡人則遠避之杜災殃於眉睫<sup>(63)</sup>  
 常須隱惡揚善 不可口是心非<sup>(64)</sup>  
 剪礙道之荊榛 除當途之瓦石<sup>(65)</sup>  
 修數百年崎嶇之路<sup>(66)</sup>  
 造千萬人往來之橋<sup>(70)</sup>

(70) 句、〔來往〕

(67) 句、〔當塗〕

(64) 句、〔眉睫〕

(62) 句、〔貧困〕

垂訓以格人非<sup>(71)</sup> 損資以成人美<sup>(72)</sup>  
 作事須循天理<sup>(73)</sup> 出言要順人情<sup>(74)</sup>  
 見先哲於葵牆<sup>(75)</sup> 慎獨知於衾影<sup>(76)</sup>  
 諸惡莫作衆善奉行<sup>(77)</sup>  
 水無惡曜加臨<sup>(78)</sup> 常有吉神擁護<sup>(79)</sup>  
 近報則在自己<sup>(80)</sup> 遠報則在兒孫<sup>(81)</sup>  
 百福駢臻<sup>(82)</sup> 千祥雲集<sup>(83)</sup>  
 豈不從陰鷺中得來者哉<sup>(84)</sup>

(72) 句、「資財」

(74) 句、「人心」

(75) 句、「葵牆」

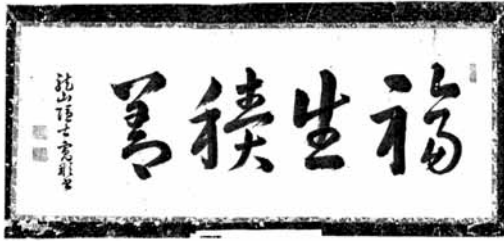
(82) 句、「駢臻」

五五〇字弱の『文昌帝君陰鷺文』そのものはさして珍しい訳ではない。『通俗陰鷺文』も幾種類も出回っていたし、冊子を手にすることは不可能ではなかった。しかし、敢えてこれを入手し枕屏風に置き、然も一枚刷を貼って日々心の糧とした事実は記憶されてよい。

因みに言えば、時の某家主はかねて漢文学者牧山佐藤楚材（一八〇一〜一八九一）に私淑しており、漢文に対する抵抗は全くなかったと思量される。

### C 横額『福生積善』

通常「積善」語から想起されるものは、『易経』の中の「積善之家必有余慶」語である。この語は、元禄十四年（一七〇一）版『陰鷺録』『積善』節に見え、安永五年（一七七六）版『和字功過自知録』の「功過自知録大意」部分にも見える。『陰



〈図版C-1b〉横額「福生積善」  
タテ 305 ×ヨコ 740 耗

『鷲録』に見えることは芙蓉山人『積善録』（万延元年刊）にもほぼ同文で存在することを意味している。そしてこれを一条の幅としたものが、次の図版C-1aである。



〈図版C-1a〉亀田窮楽筆  
紙本 タテ131×ヨコ28耗  
『和の美』四八〇号、平成二十六年二月、思文閣、所載

しかし、愛知県某家に伝えられたものは、図版C-1bの『福生積善』なる横額。本品は帳場に掲げられてあった。『陰鷲文』も『和字功過自知録』もつまるところは「積善」の奨めに他ならない。ところが「積善之家必有餘慶」の「餘慶」語はなかなか難しい。そこで意をとり「福」語に置き替えて一般化したものであろうか。福を求めるのは人間の本性である。故に、当該横額の意味するところは、積善の生活を中心する某家主にとっての目標であったのである。

なお、『易経』の「積善之家必有餘慶」語と類似するものは他にも存在する。かつて仏僧が法話に用いて知られた『大乘十来』中にも

富貴自慈悲来 福德自善根来

とある。ここにも同様の考えが示されており、特異な世界ではないことを付記しておく。

### D 岩雲花香詠「むらきもの」歌

岩雲花香いわぐもかは阿波の国学者。『氣吹屋門人録』に依れば文政十三年（一八三〇）平田篤胤に入門。篤胤の神代文字存在説に深く傾倒し、杉尾神社（現、阿波町に鎮座）社頭に神代文字の歌碑を建つ。歌集に『花鏡』が存在すると伝う。明治二年（一八六九）四月没。大和郡山藩主柳沢信鴻（信卿）と『詞づかひ合鏡』（文政五年刊）を共著す。

図版Dの懷紙は、屏風に貼合せられていた一点。「心を　むらきもの心善くして人皆に　褒められよ人心善くして」歌が書かれる。この歌の「心善くして」こそ積善に通じるもので、為にこれも人として延いては商人として生きる目標と考えられる。

阿波国には廻船業の取り引き先が存し、染筆依頼を為すことは可能であったことを付記しておく。

### おわりに

愛知県の某家には、『三社託宣』幅や『太上感應経』あるいは『通俗陰鷲文』等が残る。それと同時にここに紹介の一紙書きの如きが存在した。当時の家屋の有り様からして、一紙書きの品の方が目近く置くことが可能であったが故の事である。



〈図版D〉 岩雲花香詠懷紙

タテ 320 ×ヨコ 510 耗 メクリ

「心を／むらきもの／こころよくして／ひとみなに／  
ほめられよひと／こころよくして／岩雲花香」

しかし、ここに紹介のものと程近い内容をもつと考えられる所謂心理学書の類は、某家には多くは存在しない。つまり、実践的に善行を積む方向で生きようとしていたと思量される。それが一地方に於ける旦那の心掛けであり目標であったのである。

当該某家主は旦那寺へ尽くし、年一度の伊勢参宮を慣わしとし、駿州秋葉大権現や琴平宮を厚く信仰していた。故に、ここに紹介の資料は、「なお一層」の心掛けであり、神仏への信心とは別のところに有していた心であるのかも知れない。すなわち、人間修養の目標とも考えられる。

〔付記〕

本稿を成すについて、京都女子大学図書館分館の方々にはとりわけ甚大なお手数をかけた。記して謝意を表す。

(本学名誉教授)